

事業計画書

事業計画書

1 管理運営に当たっての基本方針

山口県母子・父子福祉センター(以下「母子・父子福祉センター」という。)は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定められた母子・父子福祉施設で、無料又は低額な料金で、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対して、各種の相談に応じるとともに、生活指導及び生業指導を行う等、福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設である。

母子・父子福祉センターの開設は、昭和46年4月で、54年余を数えるが、一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会(以下「当連合会」という。)は、この間継続してその管理運営に携わってきた実績を有しており、平成18年度からは、指定管理者として、業務を行っている。

また、当連合会は、ひとり親家庭等の実情等も踏まえた相談対応のノウハウを有し、長年にわたって築いてきた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦との信頼関係、更には、広く県内全域の母子寡婦福祉関係団体とのネットワークも持ち合わせている。母子・父子福祉センターの管理運営に当たっては、この業務が「母子家庭及び父子家庭並びに寡婦のプライバシーにも深く関わること」や「県内の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に広く平等に便宜を供与すべきこと」等を認識し、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦への深い理解の上に立って、その自立と生活の安定・向上のための効果的な支援を行うことが重要であると考えている。

こうした考えのもと、当連合会の今日までの経験と実績等も最大限に活かしながら、円滑かつ的確な管理運営に努めていく。

2 母子及び父子並びに寡婦福祉への理解

近年、離婚、配偶者からの暴力、未婚の母など、様々な理由でひとり親家庭等が増加し、個々の家庭が有するニーズも多様化しており、多くの困難や悩みを抱えているひとり親家庭等への支援に当たっては、きめ細かく配慮した対応が必要となっている。

こうした中、県においては、「山口県子どもの貧困対策推進計画」及び「山口県ひとり親家庭等自立促進計画」等を推進され、その効果的・効率的な実施に向け「山口県子どもの貧困・ひとり親家庭等対策推進協議会」等が設置されました。当連合会では少しでもお役に立てるよう当協議会の委員をお引き受けするとともに、当連合会として母子・父子家庭等対策推進の一翼を担うべく、県行政と一体となって、様々な取り組みを行ってきたと考えている。

当連合会も「自助、共助」の基本理念のもと、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が安心して暮らせる環境をつくるためには、自らの努力によって生活の安定と向上を図ることを基本としながら、お互いに助け合う組織づくりや地域での支援を得る努力を、更には、地域社会づくりに積極的に貢献していくことが重要と考えているところ

である。

このため、県内全域にわたるネットワークを活用しながら、県から委託されている「母子家庭等就業・自立支援センター事業」等を適切かつ効果的に実施していくとともに、地域全体が母子家庭及び父子家庭並びに寡婦への理解を深め、幅広く支援していく環境づくりや地域活動への参加促進などに積極的に取り組んでいきたい。

こうした取り組みを通じて、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が自らの力を発揮し、安定した生活を送ることができると思う。

3 利用者の権利擁護・苦情解決

(1) 権利擁護

ひとり親家庭等となる原因は、離婚が約8割を占めているが、そこに至るまでには、様々な事情や過程があるものと推察される。

ひとり親家庭等が固定的な価値観や先入観により「特別なもの」として捉えられるのではなく、多様な家族形態のひとつとして理解され、人権が十分に尊重されるような社会づくりを進めることが重要である。

当連合会は、ひとり親家庭等に対する理解の増進や権利擁護のための普及啓発に取り組むとともに生活全般にわたる相談体制の充実に努めていく。

(2) 苦情解決

母子・父子福祉センターに対する苦情については、母子・父子福祉センター苦情処理規程に基づき苦情解決責任者及び苦情受付担当者を定めて、対応している。責任者等が不在の場合等は、緊急連絡網により連絡をとるなど、苦情対応等に支障を来すことのないよう体制を整えている。今後とも、利用者等からの苦情に対しては、同規定に基づき、迅速かつ適切に対応していく。

4 個人情報保護・情報公開の適正な取扱いに向けた体制・方策

母子・父子福祉センターの業務は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦のプライバシーにも深く関わることから、個人情報については「山口県個人情報保護条例」の取扱いに順じて、情報の管理及び守秘義務について、職員に徹底するとともに、次のことを励行している。

- (1) 個人情報が記載されている書類等は、第三者の目に触れないように注意し、処分の際は必ずシュレッダーで処理する。
- (2) 職員が使用するパソコンは、厳正に管理し、外部への持ち出しはしない。
- (3) 業務契約書には、個人情報に関する条項を明記し、これを徹底する。
- (4) 収集した個人情報は、目的以外に使用したり職員以外の者へ提供しない。
- (5) 職務上知り得たことをみだりに他に漏らしてはならない。また、退職した後も同様とする。（就業規則）

なお、個人情報の取扱い、開示請求等に関しては、山口県個人情報保護条例等に照らして厳正に対応する。

5 過去の実績とその自己評価

常に利用者の立場に立って考えて、行動することに努めてきたが、よい結果と評価を得ている。

(1) 相談等

ア 利用者アンケートの結果（令和6年度分）

設 問	回 答 (%)
相談しての感想	とても満足 96.9 やや満足 3.1 普通 0 不満足 0
職員の対応	とても満足 100 やや満足 0 普通 0 不満足 0
また利用するか	そう思う 100 そう思わない 0
施設の案内	わかりやすい 84.4 わかりにくい 15.6 その他 0
施設的环境	明るい 84.4 普通 15.6 暗い 0

イ 相談員の心得

- ☐ 母子・父子家庭の父母等が自然に心の内を開けるような相談員であること
- ☐ 母子・父子家庭の父母等が常に向上心を持ち、自信とやりがいを感じて、いきいきと生活できるよう願い、導く相談員であること

ウ 施設利用者数

年度	会議室等利用	受験料補助利用	計	摘 要
3	635	—	635	
4	752	205	957	
5	1,058	211	1,269	
6	1,534	326	1,860	

(2) 施設及び設備の維持管理

母子・父子福祉センターは、県の指示により令和3年4月から山口県総合保健会館低層棟2階の一室で指定管理業務を行う。施設及び設備の維持管理に関しては、当会館の管理組合を通じて、計画的な保守等に務めるとともに、室内は明るく清潔で利用しやすい環境づくりに心掛けた。また、当会館は設立後28年が経過し、修繕箇所は増加傾向にあるため、その維持管理については、管理組合を通じて適切

に行っていく。

年度	工事等の内容
3	該当なし
4	該当なし
5	該当なし
6	電話機更新等工事、電気室送風機更新工事

(3) 県から委託を受けた事業との一体的実施

係る事業を一体的に実施することにより、母子・父子福祉センターの機能をより充実させ、母子・父子家庭等の生活の向上、自立等の支援に努めた。

ア 相談者数

年度	就業相談	一般相談	法律相談	計	摘要
3	1 4 8	3 3 9	3 3	5 2 0	
4	1 1 0	3 5 7	1 6 8	6 3 5	
5	1 4 7	5 7 5	2 6 5	9 8 7	
6	1 8 9	5 8 4	4 8 8	1, 2 6 1	

イ 就職者数

年度	求人情報提供 に伴う就職	プログラム策 定に伴う就職	職業紹介に伴 う就職	計	摘要
3	7	0	8	1 5	
4	0	0	0	0	
5	2 3	2	0	2 5	
6	1 7	0	0	1 7	

ウ 家計管理・生活支援講習会の開催（ひとり親家庭生活向上事業）

年度	実施回数	参加者数	講習等の内容
3	1 6	2 2 0	家計管理、しつけ・育児、健康づくり等
4	1 6	2 0 8	同上
5	2 0	2 5 3	同上
6	3 9	4 2 0	同上

(注) 県連、各市・町の連合会が開催

エ 一時的に支援が必要な家庭等への家庭生活支援員の派遣（日常生活支援事業）

年度	支援対象家庭 (登録世帯数)	対象世帯へ支 援員派遣件数	派遣延日数	支援員の数	摘要
3	2 7 3	6 0	6 0	1 4 3	
4	2 6 6	1 0 9	1 0 8	1 4 9	
5	2 6 0	6 5	6 8	1 4 9	
6	2 6 2	9 6	9 6	1 4 6	

6 施設の利用促進への取組

(1) 利用促進のためのPR活動

これまで、利用者の声を聞きながら、利用者の視点で考えて、業務の運営に努めており、よい評価を得ているが、母子・父子福祉センター及び就業・自立支援センター事業等について知らない人もあることから、引き続きこれらの周知を図っていく。

◆現在、実施している事項等

ア ホームページには、施設、事業をわかりやすく紹介するとともに、新規事業の受託等に応じて、内容の見直しを実施し、携帯電話からのアクセスにも十分配慮している。

イ LINEを活用し、ひとり親世帯等に休日相談日、各種講習会、養育費や法律相談などの情報を随時提供している。

ウ 子ども食堂・フードパントリー事業者やランドセル会社等と連携し、必要としているひとり親家庭等への情報提供、物品の配付等への協力を通じて母子・父子福祉センターの業務の紹介を行っている。

エ 児童扶養手当現況届等、市が母子・父子家庭に送付する文書に母子・父子福祉センター事業の案内チラシ等の同封による周知依頼をしている。

オ 児童扶養手当現況届の時期を利用した巡回相談等について、市報等への掲載による周知依頼をしている。

カ 健康福祉センター、市町の母子・父子自立支援員との連携を図り、同支援員を紹介した周知依頼をしている。

キ パンフレット・カードサイズのPR用案内等を作成し、健康福祉センター、市町母子寡婦福祉担当課、各社会福祉協議会等の窓口での周知依頼をしている。

ク 大学等受験料支援事業補助金運營業務等の新規事業を受託することにより、その事業の中で、母子・父子福祉センターの業務の紹介を行っている。

ケ その他、母子・父子交流会など様々な機会を捉え、母子・父子福祉センターの紹介を行っている。

(2) 相談業務の充実

利用促進に向けては、何よりも先ず利用者のサイドに立ったサービスを提供していくことが大切であるため、関係機関との連携も図りながら、利用者が満足できるような相談や助言等の充実に努める。

◆現在、実施している事項等

ア 定例の巡回相談に加え、来所困難な市外の相談者に対して、各市等の母子・父子自立支援員と連携した随時の出張相談を実施している。

イ 平日に相談に来られない母子・父子家庭等のために休日相談日を設けている。
(毎月第3日曜日)

ウ オンライン予約システムを導入し、24時間相談予約をできるようにした。

エ 来所による面接相談、電話・メールによる相談に加えて、オンラインによる相談をできるようにしている。

オ 意見箱を設置し、相談利用者にアンケートの記入を依頼しており、これらの意見も踏まえながら、相談等の一層の充実に努めている。

カ 毎月、職員全員参加の企画会議を開催し、目標を定め、見直ししながら、知恵を出し合い、よりよい方向に取り組むよう心掛けている。

キ 落ち着いた環境の中で相談できるよう「独立した相談室」を設置している。

ク 子ども連れの相談者が利用できるキッズコーナーを設けている。

7 質の高いサービス提供のための方策

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援に向けて、ひとり親家庭等が抱えている問題を的確に把握し、県・市等行政機関や他の相談機関とも連携しながら、問題の解決に必要なかつ適切な助言や情報提供を行うなど、相談業務の充実に図る。

コロナ禍以降、養育費、離婚前相談が増加傾向を示し、最近では相談件数のかなりの割合を占めている。その中で、県の令和6年度新規事業である養育費履行確保支援事業を受け、相談者の養育費の取り決めや履行確保の支援に努めるとともに、令和5年度より、離婚調停申立書等の作成、家庭裁判所等への同行等の支援にも努めている。

係る業務を担う職員は、高いモラルと幅広い知識を基に、プライバシーに配慮しながら、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦個々のニーズに沿って対応することが必要である。

このため、相談員には、カウンセリング知識・養育費の確保等、専門性向上のための研修会に参加させるなど、相談業務の質的な向上に努める。

また、キッズコーナーの設置等、利用者目線での物品の整備に努めることにより、快適な環境が提供できるよう、環境整備に努める。

□ 県委託事業の一体的実施

県から委託を受けている事業（母子家庭等就業・自立支援センター事業、ひとり

親家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭等生活向上事業、大学等受験料支援事業補助金運營業務)を一体的に実施することにより、母子・父子福祉センターの機能をより充実させ、ひとり親家庭への支援をきめ細かく、総合的に実施する。

◆ 現在、実施している主な事項等

ア 厚生労働大臣の許可を得て、「無料職業紹介所」を開設している。

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦からの求職申し込みを受けて、企業訪問、求人開拓等を行い、紹介斡旋により、就業先の確保に努めている。

イ 就業情報の提供については、ハローワークの新着情報の中から、母子・父子家庭の父母が希望する求人を厳選し、毎日、ホームページに入力・掲載している。この情報は、常に当日と前日2日分が閲覧でき、携帯電話からもアクセス可能としている。

ウ 他の無料職業紹介事業所との連携を密にするとともに、様々な求人情報を電話やメール等で求職者へ提供している。

エ 児童扶養手当受給者の状況や希望に応じた自立支援プログラムを策定し、本人の同意を得て、ハローワーク等と連携するなどして、懇切丁寧に就業できるように努めている。

オ 離婚調停申立書等の作成や家庭裁判所等への同行等の支援、養育費履行確保支援事業による相談者の養育費の取り決めや履行確保の支援に努めている。

カ 相談員には、養育費、DV被害、雇用関係法令等に係る専門研修を受講させているが、複雑な法律相談は、法テラスの紹介や弁護士相談費用の助成を行っている。

キ ひとり親家庭等日常生活支援事業による家庭生活支援員の派遣

ク ひとり親家庭生活向上事業による生活支援講習会等の開催

ケ ひとり親世帯や低所得子育て世帯の子どもを対象に大学等の受験料(子ども一人53千円上限)を補助する業務の運営を行っている。

8 管理運営水準の低下を招かない経費削減方策

運営経費については、収支計画に基づき、無駄を省き経費の削減を図って、効率的な執行に努める。

- (1) 物品の購入、経費の支出に当たっては、購入等の必要性、機種選定、市場価格調査等を踏まえ、適正な予定価格に基づき、競争原理を導入して、公正な契約に努める。
- (2) 管理組合を通じて施設、設備の定期的な保守点検を行い、損傷等の早期発見に努め、早期に対応することにより、修理費の節約に努める。
- (3) 電気、冷暖房、水道等の光熱水費については、職員の節約意識を高くし、可能な限り節減に努める。
- (4) 不用となったコピー紙の裏面の使用やファイルの再利用、両面コピー等に心掛け、一般事務費の節減に努める。
- (5) 室内の物品等については、できるだけ長く使用できるよう工夫し、経費の削減に

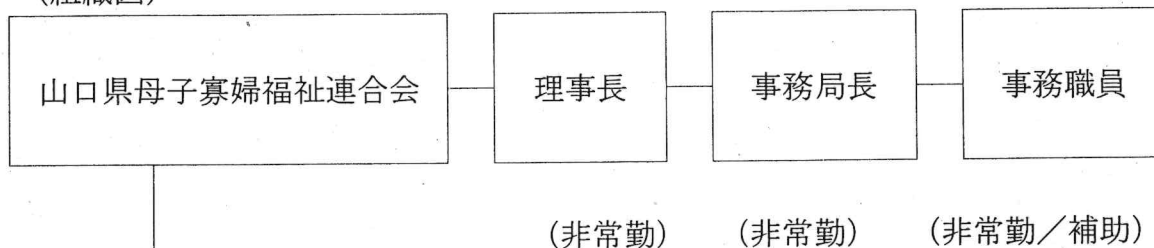
努める。

9 組織の安定性

当連合会は「一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会」の構成団体であって、県内11の各市町母子寡婦福祉団体により組織されている。令和7年7月末日現在の会員数は、626人である。

全国の協議会、中国地区の各県・各政令市の連合会との情報交換、連携も図りながら、組織を挙げて、母子及び父子並びに寡婦の福祉の増進に努めている。

(組織図)



令和7年7月31日現在

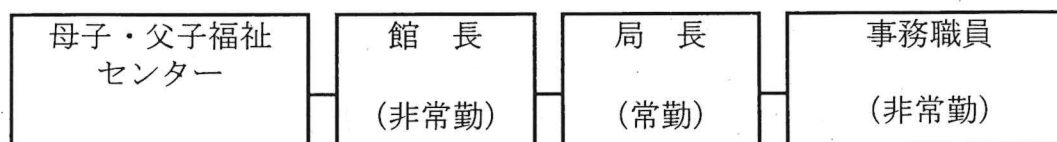
団体名	支部	会員数
宇部市母子寡婦福祉連合会		58
山口市母子寡婦福祉連合会	山口、小郡、徳地、阿東 OYAKO	98
萩市母子寡婦福祉連合会		21
下松市母子寡婦福祉連合会		35
岩国市母子寡婦福祉連合会		156
長門市母子寡婦福祉会		35
美祢市母子寡婦福祉連合会		54
周南市母子寡婦福祉連合会		52
山陽小野田市母子寡婦福祉連合会		56
周防大島町母子寡婦福祉会		9
和木町母子寡婦福祉会		52
合計15連合会等		626

□ 管理運営体制

館長(理事長)、局長、事務職員の現行体制を維持し、これまでの実績も活かしながら、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進のための職務を着実に推進していく。

また、必要に応じ、併設している母子家庭等就業・自立支援センターの相談員等及び山口県母子寡婦福祉連合会事務局長と相互に協力しながら、目標を設定し常に創意工夫して、業務の円滑化に努める。

なお、養育費に関する専門研修、母子・父子施策、法令等の研修会、説明会への参加や内部研修の実施等により、職員の高いモラルと資質の向上に努める。



(職員配置計画)

年度	母子・父子福祉センター		就業自立支援センター		連合会
	局 長 (常勤)	事務職員 (非常勤)	相談員 (非常勤)	その他	事務局長 (非常勤)
8	1	1	4	0	1
9	1	1	4	0	1
10	1	1	4	0	1
11	1	1	4	0	1
12	1	1	4	0	1

10 指定後の管理運営体制及び適正な業務の実施能力

- (1) 業務に関し、特に重要な事項は、評議員会の承認を得て実施する。
- (2) 職員の配置は、県との年度協定(人件費に係る委託料の額、節)に基づいて行う。
- (3) 局長には、豊富な行政経験を有する者を任命することを原則とする。
- (4) 予算の執行は、県との年度協定(事業費に係る委託料の額、節)を基本として行う。
- (5) 事務分掌を定めるとともに、当該事務の主任、同副主任及び局長間の牽制作用を働かせ、効率的に業務を実施する。
- (6) 相談記録の回付など情報の共有化を図るとともに、毎月「企画会議」を開催し、目標の設定、見直し等をしながら、全員が共通の理解のもとで業務に取り組む。

11 緊急事態への対応

山口県総合保健会館共同防火管理協議会の一員として、山口県総合保健会館消防計画、同実施要領に基づき、入居団体、職員相互、消防関係機関と連絡を取り、速やかに対応することになっている。また、被災状況の確認を行うとともに、県と連絡、協議しながら、事後の対応を行う。

防火管理については、まずは、「母子・父子福祉センター消防計画」に必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図るとともに、当会館消防計画、同実施要領に基づき、具体的には、次のことを行っている。

- (1) 毎年、消防機関等の協力を得て、防災訓練等を実施する。
- (2) 非常時の役割分担を明確にする。
- (3) 定期的に消防用設備等の点検を行う。
- (4) 防火管理に必要な事項（消防計画の作成・変更の届出、防火管理者選任届、消防法の規定に基づく消防設備等点検結果報告書の提出等）について、消防署への報告、届出、連絡等を行う。

12 添付書類

(1) 収支計画書（別紙1）

(2) 申請者に関する書類

ア 法人の概要（別紙2）

イ 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類

ウ 法人にあつては、登記事項証明書

エ 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における（以下「直前2事業年度」という。）の事業報告書又はこれに類する書類

オ 直前2事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

カ 納税証明書

・ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書

・ 県税（全税目）納税証明書

キ その他知事が必要と認める書類